

桑田社会保険労務士事務所便り

平成28年度「年度更新」手続のポイント

◆雇用保険料率は「引下げ」

保険料には「労災保険料」と「雇用保険料」がありますが、労災保険料率は前年度から変更ないものの、雇用保険料率は引き下げられ、一般の事業 1000 分の 11（前年度 1000 分の 13.5）、農林水産・清酒製造の事業 1000 分の 13（前年度 1000 分の 15.5）、建設の事業 1000 分の 14（前年度 1000 分の 16.5）となっています。

◆手続きに必要な様式等の入手方法

必要な様式やツール等は、厚生労働省のホームページに随時アップされます。

今年度は、申告書の送付は5月末からスタートし、提出は6月1日から7月11日までの間に行いますが、事前に準備できるものは早めに取り掛かっておきましょう。

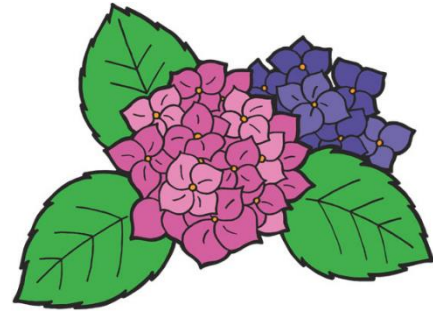
◆「法人番号」の記載が必要に

申告書の様式が変更され、「法人番号欄」が追加されています。

法人番号とは、国税庁から通知された13桁の番号で、この番号を記入します（1法人につき1つ割り当てられるので、支店や事業所においても同じ番号を記入します）。個人事業主の行う事業については、法人番号欄の13桁すべてに「0」を記入します。

◆建設の事業は消費税の取扱いに注意

建設の事業で労務費率により保険料の算定基礎となる賃金総額を算出する場合、前年度中に終了した事業については、事業の開始時期により消費税率等に係る暫定措置の適用の有無が異なります。



詳細は厚生労働省ホームページ等で確認しておきましょう。

2016年は「人材不足問題」が企業経営を圧迫する？

◆厳しいのは新卒採用

中小企業にとっては、特に新卒採用活動が厳しい状況です。同調査では、2016年入社の新卒採用について、およそ4割が当初の採用予定数を下回るという結果となりました。

代わって活発化しているのが中途採用です。恒常的な人員不足の解消や欠員の補充、即戦力となる人員の確保をねらい、半数以上が中途採用の予定があると回答しました。

◆これからの採用活動に求められること

新卒採用にせよ中途採用にせよ、人材不足が深刻化している状況にあって、現在、採用選考を行うにあたり「いかに良質な母集団（エントリー）を形成するか」に関心が集まっています。

採用すべき人材と接点を持つためのアプローチ方法の確立が望まれます。Facebook等のSNSを有効活用しようとする企業も多くなりましたが、一歩進んで、SNSなどのデータベースから人材を探し、直接連絡を取って採用するというダイレクトリクルーティングもよく見られるようになってきました。

2017年卒の新卒採用の動向

◆売り手市場が続く

株式会社マイナビが実施した調査によると、2017年卒の採用予定数を前年と比べて「増やす」とした企業が、「大学（文系）」で26.0%、「大学（理系）」で31.4%と、共に前年比2.3ポイント増となりました。

この傾向は2012年卒以来6年連続で続いており、売り手市場がここ数年続いていることがわかります。

◆採用予定数も昨年より増加

2017年卒採用予定数を前年の採用実績数と比較すると、全体平均で19.1%増加しており、特に「非上場企業」では20.3%の増加と、前年の増加割合を上回っています。

また、採用予定数決定の大きな要因となったものとしては、「将来の経営業績の見通し」（45.2%）、「従業員の年齢構成」（44.9%）、「前年の採用実績」（36.5%）が挙げられています。

売り手市場の中において、さらに「採用予定数の増加」と、採用に対する勢いが増してきていることがうかがえます。

◆採用環境の見通しはさらに厳しく

同調査では採用環境の見通しについて、「厳しくなる」という見通しが大半だった前年よりもさらに、厳しくなると思う企業が多い結果となっており、厳しくなる理由としては、「母集団（エントリー数）の不足」（67.2%）が最も高く、次いで「内定辞退の増加」（59.5%）、「活動早期化へのスケジュール対応」（47.2%）と続いています。

母集団の不足が示すように、企業がそもそも募集人数を集めることに苦労していることがわかります。

更に採用活動を考えていく必要があります。

6月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

1日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで>
[労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付
<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]